

議案第39号

訴訟の提起について（港湾局関係）

次のとおり撤去費用等支払請求訴訟を提起する。

当事者及び 事件名	事 件 概 要
1 原告 大阪市 被告 株式会社海遊館 2 大阪地方裁判所 撤去費用等支払請求 事件	本市は、港区海岸通1丁目5番1の市有地の一部（以下「本件土地」という。）を被告に貸し付けていたところ、本件土地を被告に貸し付けるために本市が行った地上物件の撤去等に要した費用金140,944,320円について、平成8年4月1日に、同日から平成28年3月31日までの間に分割して被告が本市に支払うことで被告と合意したが、被告は、平成24年7月20日以降、当該合意に基づく支払債務を履行しないため、被告に対し、納期限が到来した金7,047,216円の支払及び納期限が未到来である金21,141,648円の各納期限までの支払を求めるもの

平成25年2月15日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

撤去費用等支払請求訴訟を提起するため、この案を提出する次第である。